

2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】 国保医療課

入間市の平成31年度課税における応能割と応益割の比率は66.2対33.8です。今年度も低所得世帯への配慮としての軽減措置の拡大を実施しました。今後も県国民健康保険運営方針に基づき、市国保運営協議会に諮りながら適正な国保税率等を検討してまいります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】 国保医療課

子どもの均等割負担を廃止することは、国保広域化に伴い策定された県国保運営方針において、「決算補填に関わる繰入金は削減すること。」とされており、現状においては、決算補填目的の法定外繰入金が増額となる減免を実施することは難しいと考えます。

しかしながら、子供に係る均等割額を軽減する支援制度を創設するよう全国市長会を通じ国等に対して要請しています。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】 国保医療課

一般会計からの法定外繰入金については、市民の税負担の公平性と制度の持続性を図る観点から、法定外繰入金を減額するための税率改定を平成27年度と30年度に実施しました。

今後は、県国民健康保険運営方針に基づき、法定外繰入金の削減を図って行くこととなりますので、法定外繰入金を増額は難しいものと考えます。

なお、国に対して国庫負担の引き上げや財政支援の拡充を要望しております。

(2) 国保税の減免(国保法77条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年アンケート結果では滞納世帯数が全県で19万7千世帯に対して申請減免実施は約5千世帯の実施であり約2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準1.5倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【回答】 国保医療課

国保税の減免基準については、平成31年4月より生活困窮世帯に対する減免基準の拡大を図りました。今後も「入間市国民健康保険税及び国民健康保険一部負担金減免等事務取扱要領」に基づき、申請者の個々の状況に応じて、適切に対応してまいります。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】 国保医療課

災害時の減免基準については、「入間市国民健康保険税及び国民健康保険一部負担金減免等事務取扱要領」により災害状況に応じて適切に減免事務を行っております。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法44条による減免は、生保基準の1.5倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答】 国保医療課

国民健康保険一部負担金の減免基準については、今年度より貧困世帯に対する減免基準の拡大を実施しました。今後も「入間市国民健康保険税及び国民健康保険一部負担金減免等事務取扱要領」により適切に減免事務を行ってまいります。

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】 国保医療課

申請書については、「入間市国民健康保険税及び国民健康保険一部負担金減免等事務取扱要領」により規定していますが、減免の判断に必要な最低限の記載内容としています。

また、一部負担金の減免制度については、市公式ホームページに掲載しているほか、入間市民便利帳「いるまにあ」、被保険者証送付時の案内にも掲載し、生活支援課等と連携をしながら周知に努めています。

さらに、今年度から減免制度等の案内チラシを窓口で配付し、周知に努めています。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答】 収税課

収税課に納税相談に来られた方で、生活再建の支援が必要であると思われた場合には、窓口対応をした者が、本人に確認した上で、生活支援課窓口まで案内するようにしています。

また、生活支援課に相談に行かれた方で滞納税がある場合には、生活支援課の職員同

席のもと、納税相談をすることもあり、連携体制を取っています。

② 滞納処分にあつては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】 収税課

滞納処分にあつては、法令等や差押え禁止のルールを遵守して遂行しています。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあつてはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答】 国保医療課

③と併せて回答

② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】 国保医療課

③と併せて回答

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】 国保医療課

国民健康保険法及び政令において、納期限から1年を超えて国保税の滞納が続いた場合は「被保険者資格証明書を交付する」と規定されています。「交付することができる」と規定されているものではないため、一律に発行をやめることはできません。

入間市では、短期被保険者証・被保険者資格証明書交付基準及び短期被保険者証・被保険者資格証明書事務取扱要領に基づき、郵送及び窓口での交付を適切に行っており、納税相談等をしている方には、被保険者資格証明書の交付は行っておりません。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

【回答】 国保医療課

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令に基づき、市条例で次のとおり規定し、委員の委嘱をしています。また、被保険者を代表する委員については、国保事業の適正かつ円滑な運営に十分な理解と熱意を有し、広く情報の収集・発信ができる人物であることを考慮して選任しています。公募については、検討しています。

- 1 被保険者を代表する委員 5人
- 2 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人
- 3 公益を代表する委員 5人

4 被用者保険等保険者を代表する委員 3人

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】 国保医療課

入間市国民健康保険運営協議会の会議は、事前申込による傍聴を可能とし、市民に広く公開し開催しています。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】 健康管理課

特定健診は、1年に1回、本人負担なく受診することができます。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】 健康管理課

市では、国が定める検査項目に加えて、貧血検査、心電図検査、血清尿酸値検査、血清クレアチニン検査、及び必要に応じて眼底検査を行っています。

実施期間の延長については、現在検討しているところです。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】 地域保健課

入間市では住民が自ら主体的に健康づくりに取り組めるよう生活習慣病などの健康に関する教室を広く開催しております。

また、各団体、グループからの要請に応じ保健師、管理栄養士、健康運動指導士、精神保健福祉士等が各地区公民館や学校、集会場等において健康講座を実施しております。

平成30年度に、地域保健課の地区担当保健師を増員し体制の整備を図り対応しているところです。今後も地域に密着した活動を推進し、市民一人ひとりが生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識や情報が得られるよう支援してまいります。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】 健康管理課

市の各種健診、がん検診、人間ドックは、受付時からシステム管理を行い適正に処理されています。また、検（健）診結果は、原則ご本人だけにお渡ししています。

2、 後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】 国保医療課

・資格証明書は発行していません。
・短期被保険者証の交付は、電話、訪問等により連絡が取れない方や納付の約束が守られない滞納者に対して短期被保険者証の窓口交付を実施しています。これは、納付相談の機会とするだけでなく、健康や生活状況を把握するために実施しています。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】 地域保健課

入間市では健診結果をもとに保健指導が必要な方を対象に、特に年齢を定めず保健指導を行っています。

平成28年度から埼玉県コバトン健康マイレージに参加し、市民が楽しくウォーキングを行うことで、継続的に健康づくりに取り組めるよう支援しています。

また、各地区の団体、グループからの要請に応じ保健師、管理栄養士、健康運動指導士、精神保健福祉士等が健康講座を実施しており、老人会や高齢者のサロン等からもご利用いただいています。

今後も市民の方々が、健康に関する正しい知識や情報が得られるよう支援してまいります。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】 健康管理課

入間市の後期高齢者健康診査及び、国で推奨される5がん検診は、全て本人負担なく受診することができます。成人歯科検診は、70歳までの節目年齢の方が対象ですが、75歳の方は、埼玉県健康長寿歯科健診（無料）の対象となります。人間ドック及び脳ドックについては、市がそれぞれ28,000円の補助をしているため、差額を支払うだけで受診することができます。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1、 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】 介護保険課

地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は、第7期介護保険事業計画のほぼ見込みどおりで事業を実施しています。今後も計画に沿って事業を進めていきます。また、予算が計画を超えた場合でも、必要なサービスは維持していきます。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】 介護保険課

入間市では、訪問型・通所型ともA型の実施は行っていませんが、訪問型・通所型ともB型は実施しています。

訪問型サービスBは、地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターが地域のボランティア団体の方々と関わり、団体立ち上げ支援を行っております。現在3団体が訪問型サービスBとして活動を行っています。スタッフの合計は111人です。

通所型サービスBは、市でボランティア養成講座を実施しボランティアを養成しています。養成講座は年1回開催しています。今までに立ち上がった団体は3団体で、スタッフの合計は27人です。

今後、B型によるサービスは、訪問型、通所型とも、団体数を増やしていきたいと考えております。

訪問型・通所型の緩和型サービスの実施については、事業内容、単価等についても他市等の状況を見ながら研究していきます。

2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

- (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。
- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答】 介護保険課

- (1) 入間市では、訪問型・通所型サービスで、現行相当サービス、住民主体によるサービスを実施しています。
- (2) 訪問型、通所型とも現行相当サービスについては、介護予防給付事業の時と同じ単価で事業を行っています。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

- (1) **高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。**

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】 介護保険課

日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、高齢者の多様なニーズや相談に対応しています。地域包括支援センターでは、「地域ケア個別会議」を開催し、地域課題を共有し、地域包括ケアシステムを推進しています。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、徘徊 SOS 支援事業、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業や成年後見制度利用支援など在宅福祉の充実を図る市独自サービスを実施しています。

【回答】 高齢者支援課

高齢者の在宅支援事業として、介護保険の要支援以上の認定を受けている方を対象とした「要援護者支援事業」を実施しています。具体的には、おむつ支給事業（在宅の常時失禁状態にある方に、月 5 千円まで（自己負担 1 割）の現物支給）、ねたきり高齢者等介護手当（ねたきり高齢者を 6 か月以上常時在宅で介護している方に、月 5 千円（市民税非課税世帯は 1 万円）の支給）、タクシー利用助成事業（1 枚 600 円分の利用券を年間最大 24 枚支給）、介護保険利用者等負担軽減事業（市民税非課税世帯の方等に、高額介護サービス費等の介護分の返還分を控除したのちの在宅サービスの利用料金の 1/2 または 1/4 を支給）、訪問理容・美容サービス事業（3 か月以上常時臥床状態等で在宅である方に 1 枚 2,500 円の券を年間最大 4 枚支給）、徘徊 SOS 支援事業（ひとり歩きする認知症高齢者の方に、身元確認のための爪 Q シール等の交付や位置情報端末の貸与）、成年後見制度事業、寝具乾燥車派遣事業（概ね 6 か月以上常時臥床している方等で家族等が寝具乾燥を行うことが困難な人につき 1 回寝具乾燥車の派遣）、緊急通報システム事業（在宅で日中独居等の方に、緊急通報装置の貸与）を実施しております。

(2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】 介護保険課

早期診断・早期対応に向けた支援を行うため、「認知症初期集中支援チーム」を配置しています。また、認知症に関する正しい知識と理解を身に付けていただくために認知症サポーター養成講座を開催しています。平成 29 年度より中学校に協力いただき、中学生向けの認知症サポーター養成講座を開催しています。

認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など、誰もが気軽に参加できる集いの場として、「認知症カフェ」を市内 10 カ所開催しています。

【回答】 高齢者支援課

連絡先等が登録された QR コードを爪に貼付することにより、ひとり歩きをする認知症高齢者等の早期身元確認を行う「爪 Q シール」及び「かかとステッカー」、「徘徊 SOS キーホルダー」を交付しています。また、位置情報端末機の貸与も行っています。

平成 26 年度から実施している市民との協働事業「いるま市声掛け運動」を市内 5 地区 7 箇所で開催し、参加者約 420 名に認知症への理解を深めてもらうとともに、認知症高齢者への声掛け体験をしていただきました。

(3) 在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】 介護保険課

定期巡回 24 時間サービスの拡充を図るため、介護保険事業計画の整備計画に、定期巡回・随時対応型訪問介護を位置付け、前期計画から引続き募集をしています。しかしながら、事業者の人員数などの問題から開設に至っていません。引続き、事業者との情報交換などの支援に努めていきたいと考えています。

4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

(1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019 年 4 月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】 介護保険課

国に対して、機会があるごとに処遇改善や制度の充実を求めています。

また、働き方改革関連法の施行による労働上の課題等については、指定介護サービス事業者集団指導において、所沢労働基準監督署の職員を講師に招き、研修を実施し、周知を図っています。

(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】 介護保険課

特別養護老人ホーム等の事業者には、特定技能実習制度の正しい理解について、周知を図ります。また、制度の活用がある場合には、状況把握に努めます。

(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】 介護保険課

ハラスメントは、様々な状況下で起こり得ることで、働きやすい労働環境と良好な施設運営に向けて、サービス事業者や利用者の声に耳を傾け、情報交換を図ってまいります。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】 介護保険課

平成 30 年度から令和 2 年度を計画期間とする第 7 期介護保険事業計画の整備計画に特別養護老人ホーム 1 施設・定員 100 床、小規模多機能型居宅介護 2 施設・定員数 58 人/月を位置付け、計画的に整備を図っていきます。

【回答】 高齢者支援課

今期は、特別養護老人ホームの新設 1 施設（定員 100 床）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の新設 1 施設と増設 1 施設（計 24 床）を予定しています

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】 介護保険課

様々な機会を通じて、国に対して、制度の充実を求めています。

(3) 要介護 1・2 の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成 29 年 3 月 29 日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護 1・2 の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】 介護保険課

平成 29 年 3 月 29 日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知及び埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針を順守するよう各施設に周知徹底してまいります。

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018 年度の保険者機能強化推進交付金の金額と使途を教えてください。

【回答】 介護保険課

平成 30 年度の交付金額は、22,387,000 円です。交付金の使途につきましては、地域包括支援センターの委託料などの総合相談事業費に充当しています。

(2) 2019 年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と使途を教えてください。

【回答】 介護保険課

今年度の交付金については、評価指標を提出している段階で、見込みは立っていません。資金使途についても、介護保険制度の効果的な運用に充当したく検討してまいりま

す。

- (3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】 介護保険課

評価指標の作成にあたっては、実績に基づく数値等で作成しています。適正な評価が頂けるよう情報収集に努めます。

7、 介護保険料を引き下げてください。

- (1) **1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。**

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】 介護保険課

第1号被保険者の介護保険料は、高齢化の進展に伴う要介護認定者の増加やサービス需要増に対応するための施設整備等による保険給付費の伸びを踏まえて算定しております。第7期介護保険事業計画中の介護保険料の算定に当たっては、介護給付費準備基金を可能な限り取り崩すことで保険料の上昇を抑制することに努めた結果、4,940円と前期より92円の増となりました。

- (2) **低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。**

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】 介護保険課

保険料については、当市においては、所得に応じて12段階の保険料を設定しています。介護保険料の第1段階については、平成27年度から軽減措置が図られており、今年10月からの消費税増税に伴い、さらに第1段階から第3段階までの保険料についても軽減強化を実施します。また、生活に困窮されている方については、収入や財産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。

- (3) **介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。**

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】 介護保険課

現在、滞納者へのサービス費用にかかる保険給付の制限などの措置はしていませんが、全体の保険料に影響もあることから、滞納者への対応について、今後とも検討してまいりたいと考えます。その際には納付相談等を行ない、市民に寄り添った対応をしていきたいと考えます。

- (4) **第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。**

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】 介護保険課

第7期介護保険事業計画では、介護保険制度の持続と高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、明るく活力ある高齢社会の実現に向けて、介護サービスの充実を図っています。進捗状況は概ね計画通りと考えています。今後とも介護予防事業等に取り組み、適正な介護保険制度の運用に努めてまいります。また、先進事例等についても研究してまいります。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】 介護保険課

利用料減免については、申請があった場合には個別に調査を行い、実情に応じた対応をしています。

市独自事業として市民税非課等の要件のもと、在宅サービスに関する自己負担分を1/4ないし1/2軽減する事業を行っています。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】 介護保険課

平成30年度の養護者による高齢者虐待の相談件数は70件ありました。

対応については、まず訪問調査や関係機関からの情報収集を行い、虐待の事実を確認します。その後、コアメンバー会議（虐待の有無と緊急性の判断を行う）を開催し、対応方針（必要に応じて分離措置）に沿って支援を行います。

高齢者虐待の未然防止の取り組みとして、「入間市高齢者等地域ネットワーク推進会」の「高齢者等見守りネットワーク（元気でいるネ！ット）」等を通じて、支援を必要としている高齢者や養護者・家族を把握し、適切かつ積極的な支援を行っています。また、介護者の介護疲れによる心身のトラブルを未然に防ぐためのパンフレットを作成、配布しています。そのほか、家族介護者の交流会の開催支援や認知症サポーター養成講座の開催し、認知症の正しい知識や介護方法の普及、養護者の身体的・精神的負担等の軽減を図っています。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】 障害者支援課

令和2年度末までに整備できるよう、障害者基幹相談支援センターと協議しています。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】 障害者支援課

現在協議しているところであり、近隣市の状況等も確認しながら、予算について検討していきます。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】 障害者支援課

地域の課題やニーズ、既存のサービスの整備状況等を確認しながら、地域生活支援拠点等の整備を進めていきます。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】 障害者支援課

障害者自立支援協議会や入間市障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所等と連携を図りながら、地域課題の抽出やニーズの把握等に努めていきます。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。平成29年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】

○GH併設型

○単独型

② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】

③ 障害者支援施設の活用 等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答】 障害者支援課

相談支援事業所等と連携を図りながら、把握に努めていきます。

- (2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】 障害者支援課

市障害者福祉プランにおいても整備計画は記載しておらず、新たに整備計画を策定する予定はありません。

- (3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】 障害者支援課

老障介護に関する問題は認識しており、把握も含め、地域生活支援拠点等の整備と併せて検討していきます。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】 障害者支援課

重度心身障害者医療費助成制度につきましては、県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱に合わせて、平成27年1月より、65歳以上で新規に対象となる手帳を取得した者を助成対象外としています。

また、所得制限につきましても平成31年1月より、県の補助制度の改正に合わせて、助成対象外としています。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】 障害者支援課

重度心身障害者医療費の現物給付につきましては、平成29年10月から実施しています。現物給付の広域化につきましては、県へ要望してまいります。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】 障害者支援課

平成30年度重度心身障害者医療費の助成を受けた精神障害者は113人です。

重度心身障害者医療費助成制度につきましては、県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱に合わせて実施しています。精神障害者2級までの重度心身障害者医療費助成対象者の拡大、急性期入院に係る医療費の助成対象化につきましては、県・近隣市等の動向を踏まえながら、今後の課題とします。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答】 障害者支援課

入間市では、市内に住所を有する心身障害者を対象として、一年度につき最大で150時間を限度として、生活サポート事業によるサービスを提供しています。

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】 障害者支援課

利用時間の拡大につきましては、県・近隣市等の動向を踏まえながら、今後の課題とします。

- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】 障害者支援課

年齢制限なく、市の独自助成としては、市内事業所への建物借上料補助や、1時間あたり600円を超える自己負担分を補助することにより、利用者負担の軽減を図っています。

- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】 障害者支援課

補助額増額や低所得者の負担の応能化については、今後の課題とします。

5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】 障害者支援課

福祉タクシー利用料金助成制度及び自動車等燃料費助成制度を3障害共通の支援策とすることについては、近隣市等の動向を踏まえ、今後の課題とします。

また、福祉タクシーについては、介助者の同乗も可能です。自動車等燃料費助成制度の対象となる自動車については、障害者本人又は障害者と同一生計の方の所有のものとしています。なお、所得制限、年齢制限は現在行っていません。

- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】 障害者支援課

福祉タクシー制度及び自動車燃料費支給制度については、今後も近隣市等の動向を注視してまいります。

また、県の補助事業として、県内一律の制度をめざすことについては、今後の課題とします。

6、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

【回答】 危機管理課

当市では、希望者には登録事由「その他」として登録しています。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】 危機管理課

要配慮者等向けの避難所（青少年活動センター、勤労福祉センター、老人福祉センター等）の指定のほか、社会福祉施設等との福祉避難所の設置協定の締結を進めています。また、避難者の障害や身体状況に応じ、より適切な措置を受けられる施設（医療機関、福祉避難所又は社会施設等）への速やかな移送を行うことを「入間市地域防災計画」で定めています。

- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】 危機管理課

救援物資は原則、被災地拠点施設に搬送することになっていますが、社会福祉施設については、施設管理者から要請があれば、施設入所者への生活救援物資の供給を行うことを「入間市地域防災計画」で定めています。

- (4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】 危機管理課

「入間市避難行動要支援者計画」では、地域支援者の多数が被災し、要支援者の避難支援にあたるマンパワーが損耗している状況下では、地域支援者以外の組織（広域応援職員、市外ボランティア等）に対して名簿情報を提供することとなっています。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】 保育幼稚園課

待機、保留を含めた児童数は105名です。内訳としては、待機が18人、保留が87人です。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】 保育幼稚園課

0歳は14人、1歳は120人、2歳は146人、3歳は221人、4歳は198人、5歳は220人で総数は919人となります。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】 保育幼稚園課

公立保育所について、市民が求める保育ニーズに的確に对应していける施設、体制に再編しながら、整備及び維持をしていきます。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】 保育幼稚園課

育成支援児童が必要な支援を受けられる体制の整備については検討してまいりますが、現時点で補助金を増額する考えはありません。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】 保育幼稚園課

認可外保育施設が認可施設に移行する際の施設整備費については、市の補助制度は設けておらず、国の補助制度による対応となります。

2. 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】 保育幼稚園課

現時点で自治体独自の保育士の処遇改善を実施する予定はありません。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】 保育幼稚園課

3歳以降の副食費については、今までも保育料に含まれる形で各保護者に負担をしていただいております。今回、無償化により保育料から切り離され、施設に直接保護者が支払う方法となりますが、副食費を各保護者が負担をするという部分について変更はありません。

また現在、保育料が無料である生活保護世帯やひとり親世帯、第3子以降の児童などは、引き続き副食費も免除されるとともに、免除措置の対象範囲は、年収360万円未満相当の世帯まで拡充されることから、市単独での軽減措置は予定していません。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

- (1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】 保育幼稚園課

研修や民間保育施設への立ち入り調査などの実施については継続して取り組み、必要な指導監督に努めていきます。

- (2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】 保育幼稚園課

市全体の保育基盤の整備については、保育の質的な側面に配慮しつつ「入間市子ども・子育て支援事業計画」に基づき行ってまいります。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童

保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】 青少年課

待機児童の解消及び適正な運営が行えるよう施設整備を進めます。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】 青少年課

放課後児童支援員等処遇改善等事業等については、開室時間等の要件を満たしていないため、申請しておりません。放課後児童支援員の給料については、平成27年度から毎年増額し、処遇改善に努めております。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】 青少年課

規制緩和の内容によっては、良い面もあると思われまますので、働きかけについては考えておりません。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】 こども支援課

当市では、子ども医療費の無料化を15歳年度末（中学卒業）までとしております。

対象年齢を18歳年度末までにする等、制度をさらに拡充することについては、厳しい財政状況から、現時点での実施は困難であり、医療費等の動向を見守りながら、今後の課題として、子ども・子育て支援施策全体の中で総合的に判断して参りたいと存じます。

- (2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】 こども支援課

子ども医療費助成について、国・県が実施すべき医療・福祉行政の一環として統一的

な福祉医療費助成制度を実施することを、これまでも継続して要望して来ており、今後も、埼玉県市長会等を通じ、国・県に対し要望して参りたいと存じます。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

- (1) 「しおり」には、①憲法第 25 条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則 14 日以内、長くとも 30 日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答】生活支援課

当市では、生活保護は「最後のセーフティネット」であることを常に意識し、「保護のしおり」を生活支援課の窓口カウンターに置いています。また、内容につきましては、現在、市民にとってより分かりやすいものに作り直しているところでもあります。今のしおりの内容としましては、⑥の保護の基準額、加算などの具体例については記載がありませんので、今後の検討事項とさせていただきたいと思います。また、しおり以外にも市公式ホームページに生活保護のしくみを掲載するなど、誰もが制度を理解し、申請・受給しやすい環境づくりに努めています。

- (2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】生活支援課

上述のとおり、保護のしおりや市公式ホームページなどで生活保護のPRを行っています。また、生活支援課に市民が生活困窮等で相談に来た際には、それぞれの市民のおかれている状況においてどのような制度が活用できるか、障害者施策や年金、介護保険施策など他法他施策についても検討し、必要に応じ各支援機関につなげています。その上で必要な方には生活保護制度等について丁寧にご案内をしています。

2. 生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】生活支援課

当市では、生活保護が必要な方に保護を実施することを基本的な考え方として、面接

相談や保護申請受理の手続きを実施しています。「保護のしおり」等を活用し、生活保護制度について分かりやすく説明するとともに、家賃や水道、電気、ガス等のライフラインに係る料金の滞納状況等、急迫性や困窮状況についての確認に努め、相談者からの申請意思が示された場合には決して拒まずに速やかに申請書の交付を行い、申請手続きの助言等を行い受理しています。また、指導、調査等は申請書受理後に行っています。

3、 保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】生活支援課

生活保護の通知書は生活保護の電算システムにより出力される帳票を使用しています。それらの表記を改修するためには費用がかかりますので、すぐに書式を変更することは難しい状況ですが、今後も保護費の支給額の計算には細心の注意を払うのはもちろんのこと、利用者から支給額の算出根拠の説明等を求められた場合にはきちんと計算方法を説明することができます。今のところ支給額の算出根拠を教えてほしいとの要望は当所に入ることはありませんので、通知書の表記については今のところ変更する考えはありませんが、今後利用者の要望が増加するなどしてきた場合には検討したいと考えております。

4、 ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われなことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】生活支援課

当市では、平成31年度に生活保護のケースワーカーを1名増員し13名としました。これは、社会福祉法上の生活保護の現業を行う所員の数（標準数80世帯）を確保するためのものです。今後も被保護世帯に応じ適正なケースワーカーを確保するよう市の企画担当部局に対し要望を行っていきます。また、ケースワークを行う上で必要な知識は多岐にわたりますが、適正な生活保護実施に関して必要な他法他施策等の制度については各部署の職員等による研修を実施する等し、職員の資質の向上を図っています。

5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにしてください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】生活支援課

当福祉事務所においては修学旅行及び被服費の担当のケースワーカーを決め、対象者一覧を作成し、漏れがないよう対象者に通知を送り、記入方法などが分からない方には書き方を指導し、支給漏れがないように徹底しています。

6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】生活支援課

近年の地球温暖化に伴い毎年夏には全国的に猛暑の日が続き、各地で熱中症等の症状で救急搬送される例が増えています。特に暑さに弱い高齢者や子ども、障害者等については早期の対応が望まれているところであります。生活保護制度においては、昨年度に厚生労働省からの通知があり、条件付きではありますが、冷房器具については50,000円の範囲内で購入費用が支給されることとなりました。今後も国や県の動向を注視し、支給できる方には漏れなく支給できるよう対応してまいりたいと考えております。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】生活支援課

福祉部内は勿論、こども支援部、健康推進部、市民生活部、上下水道部等において、住民の方が相談等のため市役所に来ていただいた場合だけに限らず、関係機関の職員等が家庭訪問などを行い、生活の相談を受けた場合には、その情報から相談内容に応じて、生活困窮者相談支援員および生活保護面接相談員が包括的に対応し、生活困窮者自立支援事業および生活保護の制度の利用につながるよう留意しております。